

外来医療機能に関する新規開業医師 への意向確認結果について

令和 7 年(2025年) 7 月
熊本県水俣保健所

第8次熊本県保健医療計画における施策の方向性

[外来医療に係る医療提供体制の確保]

各地域の実情を踏まえ、次に掲げる取組みを推進することで、住民に身近な外来医療を維持する。

(1)外来医療の分化・連携の推進



外来機能報告等の実施による、各地域の外来医療の見える化と地域での情報共有
外来医療全体に関する協議の実施、紹介受診重点医療機関の周知等
医療機器の共同利用の促進
くまもとメディカルネットワークなど、ＩＣＴを活用した取組みの推進
県民への上手な医療のかかり方の普及啓発

(2)外来医療を担う医師の確保



事業継承制度等の後継者確保対策の検討
初期救急や公衆衛生分野、在宅医療等に係る新規開業者への意向確認
熊本県地域医療連携ネットワークの構築により、診療所等を支える仕組み作り

芦北地域において協力の意向を確認する外来医療機能

外来医療機能に関する芦北地域WG (R1.8月～11月、R5.1月計5回開催) の協議概要は以下のとおり。

分野	目指すべき方向性
初期救急	夜間や在宅当番日以外の休日でも対応している医療機関がある。 初期救急については、在宅当番医制による診療体制を維持する。
公衆衛生分野	<ul style="list-style-type: none">・学校医：基本的に1校あたり内科・眼科・耳鼻科の計3人の学校医が配置されている。学校医については、現状の体制を維持する。・予防接種：芦北圏域の予防接種の実施は、現状の体制を維持する。・産業医：ストレスチェックや長時間勤務者への対応が必要になったことに加え、働き方改革関連法により機能強化が図られており、健康相談の実施等において、より一層の役割が求められている。・乳幼児健診：小児科を標榜する医療機関(小児科医がいる医療機関)がR4年度末をもって閉院することから、乳幼児健診を実施する医師の確保が必要である。
在宅医療	<ul style="list-style-type: none">・高齢化の進展に伴い通院困難な要介護度の高い高齢者が増加し、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことが求められている。水俣市芦北郡医師会に、水俣芦北圏域在宅医療・介護連携支援センター(市町委託)や芦北圏域在宅医療サポートセンターを設置し、取組みを進めている。・住民が希望する身近な地域で安心して暮らすことができるよう在宅医療の提供体制の充実を目指す。

上記のWG結果を踏まえ、芦北地域で一般診療所を新規開業する医師に対して協力の意向を確認する外来医療機能は、「初期救急(在宅当番医)」、「学校医」、「予防接種」、「産業医」、「乳幼児健診」、「在宅医療」の6項目とする。

芦北地域における協力意向の確認に係る運用

【運用開始時期】 令和 5 年度より

【具体的な方法】 八代保健所において、開業届の提出時に意向確認書の提出を求める。その後、八代保健所から水俣保健所へ情報提供を行う。

【意向確認結果の報告】 年 1 回程度、芦北地域医療構想調整会議で事務局から報告する。

○令和 6 年度：芦北地域において新規開業は無かった。